

令和4年3月15日発行

和光市

育成一時保育事業案内

初めてのご利用の際は、必ず事前に保育サポート課またはほんちよう保育園にお電話ください。



和光市イメージキャラクター
「わこうっち」「さつきちゃん」

和光市役所 保育サポート課
〒351-0192 和光市広沢1-5
TEL：048-464-1111（代表）
048-424-9130（直通）

1 事業内容

概要	発達・発育の遅れに心配のあるお子さんを持つ方の、家庭保育に伴う心理的・肉体的負担の軽減、リフレッシュのために一時的に預かる事業です。											
対象児童	以下の全てに該当していること。 ① 市内在住（利用開始時点で和光市転入していれば可）の就学前児童 ② 認可施設に在園していないこと ③ 知能・社会性・運動機能等の発達の遅れの心配がある児童で、通所できること ④ 集団生活が可能で、医療的ケアが必要ないこと ※ 感染症にかかっていた場合は、医師が作成する意見書が必要です											
実施施設	和光市ほんちょう保育園 住 所：和光市本町31-18 電 話 番 号：048-465-5200 ファックス：048-465-5887 受 入 定 員：1日3名	★ 対象児童の年齢と個々の状況に応じ、年齢別クラスを利用して保育します。										
利用時間 利用料金	開所日 月曜日～金曜日 （休業日：土日祝日、12/29～1/3、市長が特に必要と認める日） 利用時間・料金 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>通常利用</th> <th>延長利用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用時間</td> <td>8：30～16：30</td> <td>16：30～17：00</td> </tr> <tr> <td>料金</td> <td>4時間以内 1,200円 その後1時間につき250円ずつ加算</td> <td>30分につき200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※延長利用は、市長が特別な理由があると認めるときに限り利用できます。なお、延長時間のみの利用はできません。 ※利用当日の送迎時、受付で利用台帳に利用時間をご記入いただきます。その時間を基に利用料金を算定します。 ※生活保護世帯は利用料金がかかりません。事前にその旨お知らせください。</p>				通常利用	延長利用	利用時間	8：30～16：30	16：30～17：00	料金	4時間以内 1,200円 その後1時間につき250円ずつ加算	30分につき200円
	通常利用	延長利用										
利用時間	8：30～16：30	16：30～17：00										
料金	4時間以内 1,200円 その後1時間につき250円ずつ加算	30分につき200円										
利用できる日数	1週間につき最大3日まで。1回の申込で1ヶ月分の予約可。 （1日の利用定員は3名までのため、調整させていただきます） ※ 例えば7/30（月）～8/4（土）のような月をまたぐ場合でも、1週間として扱います。											
申込の受付期間	利用希望日の1ヶ月前の月初日～同月10日まで 例：10/15に使いたい → 9/1～9/10受付 ※ 月初日が休業日にあたる場合はその翌日に受付。連休なら連休明け受付となります。 ※ 毎月10日までの申請を審査し予約を入れていきます（先着順ではありません）。 10日以降の申込は、空き状況により受け入れます。											
必要書類と申込先	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>初めての利用</th> <th>2回目以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>必要書類</td> <td> ・ 育成一時利用申込書 ・ 心身状況票 ・ その他必要書類 （ケアマネージャーの作成する支援計画 など） </td> <td>育成一時利用申込書</td> </tr> <tr> <td>申込先</td> <td> ・ 市役所 または 保育園 事前に市または園にご相談ください。 ・ 別頁『育成一時保育初回利用プロセス』をご覧ください。 </td> <td>市役所 または 保育園</td> </tr> </tbody> </table>				初めての利用	2回目以降	必要書類	・ 育成一時利用申込書 ・ 心身状況票 ・ その他必要書類 （ケアマネージャーの作成する支援計画 など）	育成一時利用申込書	申込先	・ 市役所 または 保育園 事前に市または園にご相談ください。 ・ 別頁『育成一時保育初回利用プロセス』をご覧ください。	市役所 または 保育園
	初めての利用	2回目以降										
必要書類	・ 育成一時利用申込書 ・ 心身状況票 ・ その他必要書類 （ケアマネージャーの作成する支援計画 など）	育成一時利用申込書										
申込先	・ 市役所 または 保育園 事前に市または園にご相談ください。 ・ 別頁『育成一時保育初回利用プロセス』をご覧ください。	市役所 または 保育園										
受付先 受付時間	保育サポート課 ほんちょう保育園	月曜日～金曜日 8：30～17：15 8：30～16：30	TEL：048-424-9130 TEL：048-465-5200									

2 緊急時は・・・

傷病・看護等で緊急利用が必要な場合は前日申し込みも受け付けます（ただし、一時保育利用登録のある児童で、空き枠があった場合のみ）ので、ご相談ください。

ただし、前日16：30までの受付となります。出産でのご利用は通常通りお申し込みください。

3 育成一時保育 初回利用プロセス

子育て世代包括支援センターケアマネージャーまたは障害者支援専門員と相談しているかどうかによりプロセスが分かれます。



※ 2回目以降の利用申請は、相談員の有無に関わらず、保育サポート課でも受け付けます。

4 申請・予約の内容を変更またはキャンセルする場合

利用変更届をご提出ください。変更届が未提出の場合は、予約時間分の料金がかかります。なお、利用日当日の利用時間変更はできません。

- 提出期限 利用日前日の16:30まで
月曜日利用をキャンセルしたい場合は前週土曜日まで受付（ほんちょう保育園なら土曜開所しています）。利用日前日が休業日（土曜日除く）の場合はその前日まで。
- 提出先 ほんちょう保育園まで（保育サポート課では受け付けていません）
電話番号：048-465-5200
ファックス：048-465-5887
- その他 台風や大雪等の災害自然災害により登園が極めて困難な場合は、当日キャンセルでも利用料金は発生しません。
また、保育園で感染症が流行している場合は事前にお知らせしますので、利用の判断をお願いします。



一時保育事業が無償化の対象となる場合があります

【対象】

年齢	金額	要件
3歳児～5歳児	月額3.7万円まで無償	① 保育園・認定こども園等を利用していない児童 ② 保育の必要性の認定を受けた児童
0歳児～2歳児 (住民税非課税世帯)	月額4.2万円まで無償	

※1 認可外保育施設等を複数利用する場合も、月額上限額の範囲内で無償化対象となります。

※2 ②の認定は事前申請が必要です。和光市役所保育サポート課へご相談ください。

※3 保育の必要性の認定基準は、認可保育所利用の基準と同様となります。

【無償化対象になる料金の区別】

以下は公設一時保育施設（みなみ・しらこ・ほんちょう育成）の無償化の一例です。利用料のうち、食事代は個人負担となります。民設施設は料金が異なるので、各施設へご確認ください。

料金区分	金額	対象の有無
利用料	1,000円（4時間利用）	無償化対象
	2,000円（8時間利用）	
食事代	200円/1回	無償化対象外（実費負担）

【請求に必要な書類】

- (1) 施設等利用費請求書
 - (2) 領収証（原本）
 - (3) 提供証明書（原本）
- } 利用した園からもらえる書類
(みなみ・しらこ・ほんちょう育成を利用した場合は不要)

【無償化となった場合の料金支払の流れ】

- ① まずは通常通り利用料を払う
- ② （民設施設のみ）領収書・提供証明書を利用した施設に発行してもらう
- ③ 使った金額を市役所へ請求する（上限金額まで）

公設・民設に関わらず、書類作成方法等で不明な点があれば、市役所へご相談ください。

